



島根県報

平成19年 6 月 1 日 (金)
号外 第 80 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公安規則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員 (警 察 本 部)
会に対する不服申立ての取扱いに関する規則

公 安 委 員 会 規 則

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則をここに公布する。

平成19年 6 月 1 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第12号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく島根県公安委員会に対する不服申立ての取扱いに関する規則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成17年法律第50号。以下「法」という。) 第 230条及び第232条の規定による島根県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) に対する不服申立ての取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不服申立て 法第230条第 1 項の規定による再審査の申請及び同法第232条第 1 項の規定による事実の申告をいう。
- (2) 不服申立者 前号の不服申立てを行った者をいう。

(受 理 等)

第 3 条 不服申立ては、警察本部警務部監察課長が受理するものとする。

- 2 前項により受理した不服申立ては、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(補 正)

第 4 条 法第230条第 3 項及び同法第232条第 3 項において準用する行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第21条に規定する命令は、書面により行うものとする。

(調 査 及 び 報 告)

第 5 条 公安委員会は、不服申立てがあったときは、警察本部長 (以下「本部長」という。) に対し、当該不服申立てに関する必要な調査を行わせ、その結果を公安委員会に報告させるものとする。

- 2 公安委員会は、前項の規定により報告を受けた調査の結果が不十分であると認めるときは、その都度、本部長に対し必要な指示をするものとする。

(執 行 停 止 等)

第 6 条 公安委員会は、再審査の申請について、法第230条第 3 項において準用する行政不服審査法第34条第 2 項に規定する執行停止をしたときは、書面により、その旨を不服申立者に通知するものとする。

2 公安委員会は、法第230条第3項において準用する行政不服審査法第35条の規定により執行停止を取り消したときは、書面により、その旨を不服申立者に通知するものとする。

(手続の併合又は分離)

第7条 公安委員会は、法第230条第3項及び同法第232条第3項において準用する行政不服審査法第36条の規定により数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離したときは、書面により、不服申立者に通知するものとする。

(裁決及び確認結果)

第8条 公安委員会は、法第230条第3項において準用する法第161条第1項の規定による裁決及び法第232条第3項において準用する法第164条第1項の規定による事実の確認結果については、書面により、不服申立者に通知するものとする。

(事務)

第9条 警察本部警務部監察課は、不服申立ての整理に当たるとともに、その取扱いに関する事務を行うものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、不服申立ての取扱いについて必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。